

○小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱

平成25年1月1日

改正

令和5年4月1日教育委員会要綱第6号

令和7年12月11日教育委員会要綱第3号

小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号。以下「細則」という。）に定めるほか、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定に基づき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う小学校及び中学校の区域外就学の承諾等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 小学校、中学校若しくは中等教育学校に現に就学し、又は就学しようとする者をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 区域外就学 児童等がその住所を有する市区町村以外の者の設置する小学校、中学校又は中等教育学校に就学することをいう。

(区域外就学の届出)

第3条 細則第9条の届出には、就学する小学校、中学校又は中等教育学校の就学を承諾する権限を有する者の発行する就学を承諾する書面を添付しなければならない。

(区域外就学の願い出)

第4条 細則第10条第1項の願い出には、別表の事由の欄に掲げる区分に応じ、同表の必要書類の欄に定める書類その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(区域外就学の承諾)

第5条 教育委員会は、区域外就学願の提出があったときは、児童等及びその保護者の実情を調査するとともに、児童等の住所地の教育委員会と協議し、適当と認めるとき

は、承諾するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、必要に応じ、関係する小学校若しくは中学校の校長等から意見を聞き、又は意見書の提出を求めることができる。

3 区域外就学の承諾の基準は、別表に定めるとおりとする。

(区域外就学の不承諾)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。

(1) 通学上の安全が確保できないと認められるとき。

(2) 学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。

(3) 特別な事情により、児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、区域外就学の承諾をしないときは、区域外就学不承諾通知書（様式第1号）により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項第2号の事由により区域外就学の承諾をしない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に区域外就学を承諾することができる。

(承諾の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区域外就学の承諾を取り消すことができる。

(1) 当該児童等の保護者が虚偽の事実を申し立てたことが明らかになったとき。

(2) 当該児童等の保護者が教育委員会の付した条件を正当な理由なく履行しないとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、区域外就学の承諾を取り消したときは、区域外就学承諾取消通知書（様式第2号）により当該児童等の保護者に通知するとともに、区域外就学承諾取消連絡通知書（様式第3号）により当該取消しに係る小学校又は中学校に通知するものとする。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区域外就学の承諾等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教育委員会要綱第6号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月11日教育委員会要綱第3号）

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

1 改正前の小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により既に承諾を受けている児童に係るこの要綱の施行の日以後に行われる区域外就学願については、この要綱の施行の日以後においても改正前の要綱の規定により区域外就学の承諾をすることができる。

2 改正前の要綱により既に区域外就学の承諾を受けている自らの兄姉と同一校に同時期に通学する児童にかかる区域外就学願に対する取扱いについてはなお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

区域外就学承諾基準等

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、教育委員会が保護者の願い出により区域外就学を承諾しようとする際の基準等については次のとおりとする。

1 共通事項

（1）児童等の安全が確保され、児童等に著しい負担が伴わないと教育委員会及び在籍（予定）小中学校が確認できること。

（2）児童等の通学は、保護者の責任と負担により行うことができること。

2 個別事項

事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間
一時転居	新・改築等により一時的に学区外に転居する場合で、引き続き一時転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	1年を超えない範囲で必要とする期間
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証する	学年末まで ただし、小

		もの	学校 5 年生以上または中学生はそれぞれの卒業まで
転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することが確定であって、転居予定先の学区の学校への通学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・契約書等居住することを証する書類又は誓約書 	1 年を超えない範囲で転居予定日まで
両親等共働き	両親等共働きにより、自宅において登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難であるため、学区外の児童生徒を養育できる場が所在する学区の学校への通学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・両親等の就労証明書 ・預かる人の同意書及び住民票又は営業証明書等 <p>【店舗等を経営している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・両親等の就労証明書 ・営業許可等証明書等 	学年末まで (毎年度の申請を要する。)
兄弟姉妹同一校通学	該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 	兄弟が卒業するまでただし、兄弟が卒業時に小学校 5

	ただし、両親等共働きによる事由で許可された場合を除く。		年生以上または中学生の場合はそれぞれの卒業まで
教育的配慮	上記以外で、いじめや不登校、病気その他の事由に対する教育的配慮として、区域外就学が必要と認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・学校の意見書 ・医師の診断書等その他必要となる書類 	必要と認める期間

3 その他

(1) 必要書類中、世帯全員の住民票の提出は、申請者が住民基本台帳の閲覧に同意した場合は省略することができる。

(2) 申請に当たっては、事前に在籍（予定）小中学校の承諾を得ること。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

区域外就学不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった区域外就学について、次の理由により承諾しないことを決定したので、小田原市区域外就学の承諾等に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

保護者 住所
氏名

児童生徒 学年 年
氏名

不承諾の理由

(事務担当課)

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

区域外就学承諾取消通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で承諾した区域外就学を取り消したので、小田原市区
域外就学の承諾等に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

児童生徒 学年 年 氏名

区域外就学承諾取消小中学校

小田原市立（小）（中）学校

取消理由

（事務担当課）

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

区域外就学承諾取消通知書			
		番	号
		年	月 日
小田原市立 (小) (中) 学校長 様			
			小田原市教育委員会 印
年 月 日付け 第 号で承諾した区域外就学を取り消したので、小田原市区域外就学の承諾に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。			
児童生徒氏名	学年	保護者氏名	取消理由

(事務担当課)